

2025 年 7 月

株主総会資料の電子提供制度に関するお知らせ

株主総会資料の電子提供制度の創設により株主総会資料の提供は原則ウェブ化されましたが、引き続き書面での受領を希望する株主様は、書面交付請求のお手続をお取りいただく必要があります。

【株主総会資料の提供方法】

- ・ウェブサイトへのアクセス方法等を記載した招集通知、議決権行使書および議案の内容は、郵送いたします。
- ・株主総会資料の全文はウェブサイトに掲載いたします。

書面交付請求のお手続につきましては、株主様が口座を開設されている証券会社または弊社の株主名簿管理人で受け付けています。

2026 年 6 月開催予定の定時株主総会に関する書面交付請求は、2026 年 3 月 31 日までにお手続を完了することが必要です。期限までにお手続が完了しない場合は、当該定時株主総会に関する株主総会資料の書面は送付できませんので、お早めにお手続をお願いいたします（既に書面交付請求をされた株主様におかれましては、当該お手続きは不要です。）。

なお、期限以降に書面交付請求をされた株主様には、2027 年 6 月開催予定の定時株主総会から、株主総会資料の書面を送付させていただくこととなります。

株主名簿管理人に対して書面交付請求のお手続を行う場合は、以下のお問い合わせ先から書面交付請求書の郵送申込を行ってください。

株主名簿管理人：三井住友信託銀行株式会社

専用コールセンター 0120-533-600

（受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日および 12/31～1/3 を除く））

なお、三井住友信託銀行株式会社の[こちらのページ](#)から

チャットボットで WEB 入力いただく方法でも受け付けています。

電子提供制度の概要等は以下をご参照ください。

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>（外部サイト）

以上